

利益相反管理方針（概要）

カイカ証券株式会社
2021年11月

カイカ証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、その役職員がその業務を行うに際して、お客様の利益が不当に損なわれることがないよう、また金融商品取引法及び関連法令諸規則、日本証券業協会の規則等を遵守して業務を遂行するために必要な事項を以下のように定め、当社内又は当社とお客様の利益が相反し、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引（以下「対象取引」という。）を適切に管理することに努めます。

（対象取引の特定及び類型化）

- 第1条** 当社の行う以下の取引を対象取引として特定及び類型化し、その管理の対象とします。
- 1) 当社とお客様の間の利益相反関係(当社が自己の利益をお客様の利益に優先させた場合。)
 - 2) 当社役職員とお客様の間の利益相反（当社役職員が自己の利益をお客様の利益に優先させた場合。）
 - 3) お客様同士の間での利益相反（当社のいずれかのお客様の利益を別のお客様の利益に優先させた場合。）

（利益相反の管理体制）

- 第2条** 当社は、コンプライアンス部長を利益相反管理統括者とし、当社内で発生するおそれのある対象取引を一元的に管理します。
- 2) コンプライアンス部長は、当社の他の部門から独立した立場でその職責を担います。
 - 3) コンプライアンス部長は、対象取引に該当すると判断した場合には、第3条に掲げる方法から当該取引を管理する方法を選定し、当社役職員に指示します。
 - 4) コンプライアンス部長は、当社役職員に対し、定期的に利益相反の管理についての研修を行ない、利益相反の管理について周知徹底します。
 - 5) コンプライアンス部長は、適切な利益相反の管理が行なわれているかについて定期的に検証し、当社の業務、業態の変更にもともなう利益相反取引類型の見直しその他必要に応じて利益相反管理体制の見直しを行います。

（対象取引の管理方法）

- 第3条** 当社は、原則として以下の方法又はその組み合わせにより、対象取引を管理することとします。
- 1) 取引条件又は方法を変更する方法
 - 2) 一方の取引を中止する方法
 - 3) お客様に対し、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて開示する方法
 - 4) 情報隔壁（チャイニーズ・ウォール）の設置による部門間の情報を遮断する方法